

(花井委員からの意見 11月6日(木)夕刻にメールにて收受した内容)

今後報告書を作成するにあたり、奨学寄付金の扱いは避けて通れない問題(難問)だとかんがえます。

水口弁護士から送付された参考資料は、東京大学だけのものであるものの、東大だけ見ても、この前のヒアリングで、奨学寄付金よりも委託研究費の方がボリュームがあるとした企業側の説明と矛盾しています。

今回のアンケートとヒアリングによって明らかになったのは、奨学寄付金というお金が、施設によって管理のされ方がバラバラであり、情報公開も進んでいないということです。こうした結果はむしろ、奨学寄付金がますます不透明なお金である印象を深めたのではないのでしょうか。

個人的には企業がこれだけ多額な寄附を用途を限定せずに行っているという実態には少なからず驚きを覚えました。

可能であれば、もうすこし踏み込んだ調査が必要だと思います。

ただ、薬食審の委員は個人が引き受けるものであり、施設の寄付金を把握して報告する事は困難な事情も理解できます。

本当は、当該寄付金にどれだけ委員個人が影響力を行使したかあるいは用途にどれだけ権限があるかは、委員本人は分かっているはずです。

とすれば、一定の基準をクリアする情報公開を行っている施設に所属する委員については、その寄付金の中から委員個人の活動費(研究費、主宰する会議費、講座の学生の交通費なども含む)として50万500万ルールの自己申告を求める。

まったく情報公開を行っていない施設については、委員を委嘱する段階で、薬食審事務局が所属施設に照会せざるを得ない気がします。

ここでのルールとは別に文部科学省とも連携して情報公開を進めてゆくことは今後とも必要です。

また、厚生科学研究費などの公的研究費がかなり厳しい運用を行うようになってきたことも、こうした使いかたの良なお金を容認する背景にはなっているかもしれません。

こうした公的研究費のあり方も十分検討されるべきでしょう。

今後とも、なんとか市民感覚で受け入れられるルールづくりを考えていけたらと思います。

花井十伍